

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更

○道路の供用開始(二件)

公 告

○財政状況の公表

○開発行為に関する工事の完了(三件)

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)

○石巻広域都市計画門脇流留線審理の開催

収用委員会

○宮城県告示第千九十二号

○宮城県告示第千九十二号

告 示

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十二月十八日

ページ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	登米市中田町石森字加賀野三丁目五四番地先から 同市中田町浅水字新沼尻八二番四地先まで	平成三十年 十二月二十五日 午後八時

○宮城県告示第千九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。
その関係図面は、平成三十年十二月十八日から三十日宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字大森一七番一地从先から同郡同町志津川字十日町七〇番地先まで	平成三十年十二月十八日

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成三十年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市下馬五丁目百三十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号

株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市大代三丁目五十四番一、六十番三、六十番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区大町一丁目四番一号

株式会社アイシヨウ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市中央四丁目三百七十三番の一部、三百七十四番、三百九十六番、三百九十九番二の一部、三百七十四番地先の水の一部、三百九十六番地先の道の一部

岩沼市桜一丁目六番二十号

岩沼市

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十四号

平成三十年十二月十日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、八四〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて

得た数とを合算して得た数

三四二、七四八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、八六〇	岩沼選挙区	一一、一九六
宮城野選挙区	五二、九六三	登米選挙区	二二、八一
若林選挙区	三八、一一三	栗原選挙区	一九、八五四
太白選挙区	六三、九八八	東松島選挙区	一一、二三八
泉選挙区	五九、九七六	大崎選挙区	三六、八七二
石巻・牡鹿選挙区	四三、二一八	富谷・黒川選挙区	二五、四二〇
塩釜選挙区	一五、六六八	柴田選挙区	二三、一一二
気仙沼・本吉選挙区	二二、三七八	亘理選挙区	一三、一五二
白石・刈田選挙区	一三、七七三	宮城選挙区	一四、〇三三
名取選挙区	二一、二三七	加美選挙区	八、六七〇
角田・伊具選挙区	一一、三八五	遠田選挙区	一一、七八四
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六三三		

○宮選管告示第百三十五号

平成三十年十二月十日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、七四八

○宮選管告示第百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六條第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
金田基後援会	日比野淳之	園田 富三	仙台市青葉区一番町一―二―二	平成三十年十一月二十一日
貞宗けんじ後援会	貞宗 健司	高橋 弘昌	仙台市太白区長町八―二三―三	平成三十年十一月八日
高村直也後援会	日比野淳之	園田 富三	仙台市太白区中田一―七―四八	平成三十年十一月二十一日
松井秀明後援会	日比野淳之	園田 富三	仙台市青葉区一番町一―二―二	平成三十年十一月二十一日

○宮選管告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党宮城県総支部連合会	桜井 充	会計責任者の氏名	沼沢しんや	境 恒春	平成三十年十一月二日
立憲民主党宮城県連合会	山下 章子	会計責任者の氏名	佐藤わか子	阿部 忠敏	平成三十年十一月三日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石巻福祉環境政策研究会	阿部 敬吉	代表者の氏名	阿部 敬吉	杉山 裕之	平成三十年十一月七日
MSS政策研究会	笠水上拓也	会計責任者の氏名	須藤 好洋	西山 慎也	平成三十年十一月八日
木村勝好後援会	歳桃 英雄	代表者の氏名	歳桃 英雄	佐々木正一	平成三十年十一月十一日
境恒春後援会	菊田榮四郎	代表者の氏名	菊田榮四郎	境 恒春	平成三十年十一月二十二日
宮城県商工政治連盟	千葉 初男	主たる事務	石巻市相野谷字	石巻市相野谷字	平成三十年

石巻かほく支部 所の所在地 飯野川町一五七 〇 本屋敷二七一 五月二十六日

代表者 千葉 初男 澤村 文雄

会計責任者 小関 淳 佐藤 宗雄

会計責任者 阿部 敬吉 杉山 裕之 平成三十年十一月七日

山口荘一郎を囲む会 阿部 康志

〇宮選管告示第百三十八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

新しい県政をつくる宮城県民の会 佐久間敬子 平成三十年十月三十一日

堀籠英雄はげます会 浅井 修 平成三十年十月三十一日

〇宮選管告示第百三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

新しい県政をつくる宮城県民の会

報告年月日 30.11.2 (30.10.31解散)

1 収入総額 1,087,629

前年繰越額 1,087,629

2 支出総額 415,910

3 支出の内訳

経常経費 92,380

備品・消耗品費 17,380

事務所費 75,000

政治活動費 323,530

組織活動費 258,300

機関紙誌の発行その他の事業費 65,230

宮伝事業費 65,230

堀籠英雄はげます会

報告年月日 30.11.19 (30.10.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

収用委員会

〇宮城県収用委員会告示第18号

宮城県起業の石巻広域都市計画道路事業3・2・2号門脇流留線に係る土地収用事件(石巻広域都市計画門脇流留線事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成30年12月18日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日 時 平成31年2月22日(金)午後2時から

2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等